

「徳島県再エネ設備等の導入に伴うJ-クレジット利活用促進事業」公募型プロポーザルの質問に対する回答書

No.	質問内容	回答	回答日
1	今後、県庁から支給される補助金要項に「J-クレジット制度への加入義務及び環境価値は徳島県庁への寄付する」など文言の追記する可能性はありますか。	今後、新たな補助金が創設される際には、文言を追記する可能性はあります。 しかしながら確約できるものではありませんのでご了承ください。	9月25日
2	「県の補助金等により環境価値を生み出した事業者」とあるが、想定される県の補助金等の中身を具体的にご教示願います。	現時点で想定している補助金は、「徳島県中小企業等GX促進事業費補助金」です。 現在、本補助金の交付決定等を行った企業のうち本事業に参加可能なものは10件程度あり、県から各事業者様に対して、本事業へのご入会について個別に周知・打診を行うことを想定しております。 なお、現時点で、本補助金の受給者全員に本事業への参加が義務付けられているわけではなく、あくまで事業の趣旨にご同意・ご協力いただいた事業者様のみが入会対象となります。	9月25日

「徳島県再エネ設備等の導入に伴うJ-クレジット利活用促進事業」公募型プロポーザルの質問に対する回答書

No.	質問内容	回答	回答日
3	本事業では、J-クレジットの販売益の一部を県へ還元することが求められていると理解しております。 一方で、民間企業が自らの費用負担により導入した設備から創出される環境価値を県への還元対象とする場合、参加事業者に対して、その趣旨や必要性をどのように説明すべきか整理が必要と考えております。 つきましては、県への「寄附」という本スキームを公共性・公平性の観点からどのように整理されたのか、ご教示願います。 また、県への寄附については、「ふるさと OUR とくしま」HP に掲載されている手続きに基づいて行う理解でよいのか、併せてご教示願います。	本事業において県が受領する収益は、環境価値を生み出した事業者様から直接いただくものではございません。本事業の連携プログラムにご参加いただくことで、環境価値は事業者様から連携パートナー様へ移転し、その売買に伴う収益の一部を連携パートナー様から県へ納付していただくものとしております。そのため、本事業は事業者様からの寄附には当たらないものと整理しております。 自らの費用負担により導入された設備から創出される環境価値につきましても、単独では費用やノウハウの面でクレジット化が困難な未活用の価値を、県と連携パートナー様がとりまとめます。そこから得られた収益については、事業者様へ還元するとともに、一部を県の事業者向け脱炭素支援施策に活用させていただくことで、広く公益にご貢献いただくスキームとなっております。 さらに、この脱炭素支援施策によって新たに環境価値を生み出す事業者様が増え、本事業へご入会いただくことで、次なる支援施策に活用されるという「好循環」が生まれることを期待しております。 加えて、ご貢献いただいた事業者様に対しましては、その取組を県のホームページ等でPRさせていただくことを想定しております。 したがって、個別の事業者様に「ふるさと OUR とくしま」に基づく寄附手続きを行っていただく必要はございません。本事業における県への納付につきましては、連携パートナー様から一括して納付していただくことを想定しております。 スキームや納付手続きの詳細につきましては、連携パートナー様の選定後、協議の上で決定させていただきます。	9月25日

「徳島県再エネ設備等の導入に伴うJ-クレジット利活用促進事業」公募型プロポーザルの質問に対する回答書

No.	質問内容	回答	回答日
4	県内におけるクレジット需要が限定的である場合、地産地消を厳格に求められると、需要家が見つからず販売・収益化が困難となり、事業継続上のリスクとなる可能性があります。このため、県外需要家への販売も許容されるのかなど、地産地消の許容範囲についてご教示願います。	本事業において、クレジットの販売先を県内に限定したり、県外需要家への販売を禁止したりする意図はございません。 仕様書等においては「可能な限りクレジットの販売先を県内企業中心に行うなどクレジットの地産地消に努めること」と記載しており、県外への販売も許容されます。 なお、プロポーザルの審査にあたりましては、クレジットの地産地消に資する取組や工夫をご提案いただいた場合に、その内容を評価させていただきます。	9月25日